

被扶養者異動届の添付書類一覧

添付書類一覧に●のあるものについては原則必須です

届出の内容によっては別途、追加の添付書類をお願いすることがあります

マイナンバーの届出は必須ですので新生児は住民票発行時に忘れずに交付を受けてください

3親等内のその他の続柄は【兄弟・姉妹】の【その他】に準じてください

	配偶者※1※2			子				父母・祖父母※3 配偶者の父母・ 祖父母※3※4			兄弟・弟妹※3		
	無職 無収入 無年金	収入がある場合		出生 未就学児 学生	無職 無収入 無年金	その他		無職 無収入 無年金	収入がある場合		学生	収入がある場合	
		給与収入 のみ	給与収入のみだが 労働条件通知書がない場合 年金収入等がある場合			給与収入 のみ	給与収入のみだが 労働条件通知書がない場合 年金収入等がある場合		給与収入 のみ	給与収入のみだが 労働条件通知書がない場合 年金収入等がある場合		給与収入 のみ	給与収入のみだが 労働条件通知書がない場合 年金収入等がある場合
住民票のコピー ■続柄記載必須 ■世帯全員の記載必須 ■マイナンバー記載推奨 マイナンバーカード等の提出は不要ですが、異動届へのマイナンバーの記入は必須です	●	●	●	●	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5	●※5
労働条件通知書 （雇用契約書等） ※時給・労働時間・労働日数から年間収入が計算できるもの		●				●			●			●	
所得証明書のコピー ■収入金額の記載のない非課税証明書不可 ■源泉徴収票不可	● 退職を機に 入る方は不		●		● 退職を機に 入る方は不要		●		●			●	
直近3か月の給与明細のコピー			●			●			●			●	
退職証明書、離職票、資格喪失証明書等のコピー	● 退職を機に 入る方のみ		● 退職を機に 入る方のみ		● 退職を機に 入る方のみ		● 退職を機に 入る方のみ		● 退職を機に 入る方のみ			● 退職を機に 入る方のみ	
雇用保険受給資格者証のコピー ■失業給付受給終了を機に入る方 ■受給終了日がわかるもの	● 受給者のみ		● 受給者のみ		● 受給者のみ		● 受給者のみ		● 受給者のみ			● 受給者のみ	
年金額改定通知書又は年金支払通知書のコピー ■高齢・障害・遺族・企業・個人年金等 ■源泉徴収票不可			● 受給者のみ			● 受給者のみ			● 受給者のみ			● 受給者のみ	
確定申告書のコピー ■還付申告のみの方は不要 ■年収が130万円（60歳以上等は180万円）以上ある方は青色申告書写等も必要			● 確定申告 した方のみ			● 確定申告 した方のみ			● 確定申告 した方のみ			● 確定申告 した方のみ	
学生証のコピー				● 高校生以上							● 高校生以上		
仕送額（援助額）を証明するもの ■3か月相当分（送付先・送付元双方の氏名が明確なもの） ■手渡し不可 ■単身赴任、学生は除く	● 別居者のみ	● 別居者のみ	● 別居者のみ		● 別居者のみ	● 別居者のみ	● 別居者のみ	●※4 別居者のみ	●※4 別居者のみ	●※4 別居者のみ	●※4 別居者のみ	●※4 別居者のみ	●※4 別居者のみ

※1 内縁の配偶者は上記に加え、地域の民生委員・町内会長の証明書等を添付してください

※2 婚姻を機に入る方は婚姻日を証明する書類を添付してください

※3 被扶養者でない同居人がいる場合は上記に加え、その同居人全員の所得証明書を添付してください

※4 孫、兄弟姉妹、直系尊属の父母祖父母以外は別居不可

※5 別居、世帯分離等により同一の住民票でない場合は双方の世帯全員の住民票が必要です。被保険者との続柄が住民票でわからない場合は戸籍謄本等も添付してください